

令和3年第1回区議会定例会提出議案

第1 基本構想

1 目黒区基本構想の策定について

目黒区が目指すべきまちの将来像や基本的な政策の目標を明らかにするものとして、目黒区基本構想を策定する。

第2 条例

1 目黒区組織条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 新たに危機管理部を置く。

分掌事務

- ・危機管理及び生活安全に関すること。
- ・防災に関すること。

イ 企画経営部の分掌事務である職員の定数に関する事務を総務部の分掌事務とする。

(2) 施行期日

令和3年4月1日

2 目黒区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)アからウまでの法律等が施行され、食品衛生法に関する営業許可業種の再編が行われることに伴い、新設又は統合される業種の手数料を定めるほか、規定の整備を行う。

イ 下記(3)エの法律が施行されることに伴い、次のとおり改正を行う。

(ア) 面積区分の見直し

建物の非住宅部分における低炭素建築物認定、エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料設定の面積区分を見直す。

300 m²～2,000 m² → ・ 300 m²～1,000 m²
・ 1,000 m²～2,000 m²

(イ) 評価方法の追加

エネルギー消費性能適合性判定等の申請に当たり用いる評価方法が追加されることに伴い、当該評価方法による手数料の額を標準入力法による手数料の額と同額とする改正を行う。

ウ 下記(3)オ及びカの法律等が施行されることに伴い、引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の条番号等のずれに係る規定の整備を行う。

(2) 施行期日

- ア 上記(1)イ 令和3年4月1日
- イ 上記(1)ア 令和3年6月1日
- ウ 上記(1)ウ 令和3年8月1日

(3) 参考

- ア 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）
公布 平成30年6月13日 施行 令和3年6月1日
- イ 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）
公布 令和元年10月9日 施行 令和3年6月1日
- ウ 食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年6月東京都条例第71号）
公布 令和2年6月17日 施行 令和3年6月1日
- エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）
公布 令和元年5月17日 施行 令和3年4月1日
- オ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）
公布 令和元年12月4日 施行 令和3年8月1日
- カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第228号）
公布 令和2年7月28日 施行 令和3年8月1日

3 目黒区立高齢者福祉住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

目黒区立コーポ中町の住戸を増設する。
世帯用1 → 世帯用2

(2) 施行期日

令和3年4月1日

4 目黒区立自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

池尻大橋駅東口駐輪場において定期利用を開始することに伴い、その使用料を定める。

利用区分		自転車
1か月	一般	2,000円
	学生	1,000円
3か月	一般	6,000円
	学生	3,000円

(2) 施行期日

令和3年7月1日

5 目黒区立住区会議室条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 夜間の利用時間を1時間短縮し、午後9時までとする。

イ アに伴い、貸切り利用に係る使用料を改定する。

(2) 施行期日

令和3年5月1日（同年8月1日以後の利用から適用）

6 目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 令和3年度から令和5年度までの保険料率を定める。

第1号被保険者の区分		保険料率 〈年額〉 ()内は 減額賦課額
所得 段階	所得等の状況	
1	ア 生活保護受給者 イ 世帯全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者	37,200円 (22,320円)
2	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	37,200円 (22,320円)
3	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超え120万円以下の者	44,640円 (26,040円)
4	世帯全員が住民税非課税で、第2所得段階及び第3所得段階以外の者	52,080円 (48,360円)
5	本人が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	63,240円
6	本人が住民税非課税で、第5所得段階以外の者（基準額）	74,400円
7	住民税課税者（合計所得金額125万円未満）	81,840円
8	住民税課税者（合計所得金額125万円以上200万円未満）	89,280円
9	住民税課税者（合計所得金額200万円以上300万円未満）	104,160円
10	住民税課税者（合計所得金額300万円以上400万円未満）	119,040円
11	住民税課税者（合計所得金額400万円以上600万円未満）	141,360円
12	住民税課税者（合計所得金額600万円以上800万円未満）	156,240円
13	住民税課税者（合計所得金額800万円以上1,000万円未満）	178,560円

14	住民税課税者（合計所得金額 1,000 万円以上 1,200 万円未満）	200,880 円
15	住民税課税者（合計所得金額 1,200 万円以上 1,500 万円未満）	223,200 円
16	住民税課税者（合計所得金額 1,500 万円以上 2,000 万円未満）	245,520 円
17	住民税課税者（合計所得金額 2,000 万円以上）	267,840 円

イ 低所得者に対する保険料の減額の特例措置を、令和 5 年度まで継続して実施する。

ウ 下記(3)の政令により介護保険法施行令が改正され、保険料率の所得段階の決定に用いる合計所得金額の算定において、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除額を控除する等の規定の整備を行うほか、延滞金の割合の特例を定める規定の用語に係る規定の整備を行う。

(2) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(3) 参考

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）

公布 令和 2 年 12 月 24 日 施行 令和 3 年 4 月 1 日

7 目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の省令により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）が改正されることに伴い、感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進に係る規定を定める等の国の規準に準じた改正を行う。

(2) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(3) 参考

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）

公布 令和 3 年 1 月 25 日 施行 令和 3 年 4 月 1 日

8 目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記 3 (3) の省令により指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）が改正されることに伴い、感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進に係る規定を定める等の国の規準に準じた改正を行う。

(2) 施行期日

令和3年4月1日

9 目黒区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記3(3)の省令により指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）が改正されることに伴い、感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進に係る規定を定める等の国の規準に準じた改正を行う。

(2) 施行期日

令和3年4月1日

10 目黒区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記3(3)の省令により指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）が改正されることに伴い、感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進に係る規定を定める等の国の規準に準じた改正を行う。

(2) 施行期日

令和3年4月1日等

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206